

三木市中小企業等 家賃支援給付金

三木市中小企業等家賃支援給付金とは

新型コロナウイルス感染症により経営に大きな影響を受けている市内中小事業者に対し、事業活動継続を支援するため、**給付金**を支給します。

支給対象（①②③すべてを満たす事業者）

- ①**市内に主たる事業所を有し**、中小企業基本法第2条に規定する**中小企業者または会社以外の法人**であること。
- ②令和2年**2月～6月**の任意の1か月の売上高について、**前年同月比30%以上減少**していること。
- ③**三木市内で賃借し**、**自らの事業に供する**土地建物の賃料を支払っていること。

支給額

法人・個人に係わらず、**最大30万円**を支給。
3か月分の支払賃料（令和2年3月分～5月分）に相当する額とし、**1か月当たりの上限は10万円**

算定方法

1か月の賃料と10万円を比較し、少ない金額を1か月分の給付金とし、3月分～5月分の合計額を給付します。

必要書類

- (1) 申請書
- (2) 誓約書
- (3) 添付書類
 - ①算定対象となる賃貸物件の賃貸契約書の写し
 - ②賃料の支払いを証明する書類(領収書、振込明細書、通帳明細など)
 - ③確定申告書類
個人の場合：確定申告書一式の写し(直近1年分。青色、白色申告を問わず決算書部分を含む全ページ)
法人の場合：決算書一式の写し(直近1期分。全てのページ)
 - ④給付金受取口座の通帳の写し(表紙と1・2ページ目の見開き)
 - ⑤履歴事項全部証明書(法人のみ)
 - ⑥その他市長が必要と認める書類

* 詳細な申請要領及び申請様式については三木市または三木商工会議所ホームページよりダウンロードしていただくか、窓口にてお渡しいたします。

受付期間

令和2年8月25日(火)～10月30日(金)
(消印有効)

申請方法・提出先

〒673-0431 三木市本町2丁目1-18
三木商工会議所内 三木市中小企業等家賃支援給付金事務局 宛
感染症拡大を防止するため、原則郵送での提出とし、
簡易書留や**レターパックプラス**での提出をお願いします。

* 給付金を申請する方は、必ず支給要領をご一読ください。

問い合わせ先

三木市中小企業等家賃支援給付金事務局
(三木商工会議所内)
TEL(0794) 82-3190